

## 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会（全国大会へ通じる部門）審査内規

第1条 この内規は、全日本吹奏楽コンクール徳島県大会（全国大会へ通じる部門）実施規定第18条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は5人とし、事務局長、第一事業部長により推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定員は、事務局長、第一事業部長がこれにあたる。  
2 集計委員会は、第一事業部運営委員がこれにあたる。

第4条 課題曲と自由曲それぞれの演奏の、「技術」と「表現」の2項目についてA～Eの5段階で評価する。  
2 審査結果の集計は、理事長により委嘱された集計員がこれにあたり、次の数値に換算して集計する。  
・A 5点  
・B 4点  
・C 3点（中位）  
・D 2点  
・E 1点

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。  
2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は、3：4：3を目安とする。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会の徳島県代表の選出は、次のとおりとする。  
(1) 第4条の各団体ごとの評価の総得点の高位から順に代表を選出する。  
(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。  
(1) 演奏時間の違反  
(2) 演奏者の資格違反  
(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合  
(計時は3名以上の実行委員が行い、その半数以上が違反と認めた場合)  
(4) 曲目・出演者数などによる違反  
(5) 課題曲の演奏楽器による違反

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

平成13年4月22日 改定  
平成14年4月21日 第8条(5)を追加